

令和7年度中播磨地域づくり活動応援事業補助の実施手順

(趣旨)

第1条 地域団体等が、協働のネットワークを広げること等により、地域社会の共同利益の実現を図る取組（以下「事業」という。）に対し、兵庫県中播磨県民センター（以下「県民センター」という。）が行う補助に関して、「令和7年度中播磨県民センター地域躍動推進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）」に定めるほか、この手順に必要な事項を定める。

(補助金の内容)

第2条 県民センターは、予算の範囲内において、この手順に基づき事業に要する経費を補助するものとし、当該補助の対象となる事業の内容、補助金の額等は別に定める。

(補助金の申込)

第3条 事業を実施するために補助を受けようとする団体は、令和7年度中播磨地域づくり活動応援事業補助金申込書（様式第1号）に、別に定める書類を添えて、兵庫県中播磨県民センター長（以下「県民センター長」という。）に、その指定する期日までに提出するものとする。

(補助金交付決定前の事業着手の届出)

第4条 前条の規定により申込書を提出した団体（以下「申込団体」という。）が補助金交付決定前に事業に着手する場合は、補助金交付決定前の事業着手届（様式第2号）により、その旨を届け出るものとする。

(補助団体の決定及び補助金の交付決定)

第5条 県民センター長は、第3条の申込に係る提出書類の採択の可否について公正な審査を行うため、有識者等で構成された中播磨地域づくり活動応援事業支援委員会（以下「支援委員会」という。）を開催し、補助金の交付を行う団体（以下「補助団体」という。）及び交付金額を決定する。

2 前項の支援委員会はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 補助金申込額が10万円以下の申込みについては、第1項の規定に関わらず、別途設置する審査委員会において書類審査を実施し、補助団体及び交付金額を決定する。

4 県民センター長は、第1項及び第3項で決定した結果を補助金額内示通知書（様式第3号）又は補助金不交付のお知らせ（様式第4号）により申込団体に通知する。

5 申込団体のうち、前項の補助金額内示に係る通知を受けて補助金の交付を申請する団体は、前項で通知された金額を記載し、補助金交付申請書（要綱様式第1号）を提出する。

6 通知された金額を受け、事業が実施できないと判断し、やむを得ず辞退する場合は、辞退届（様式第5号）を提出するものとする。

7 県民センター長は、第5項の申請に係る書類の審査等により、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をすることとし、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（要綱様式第2号）により補助団体に通知する。

(事業実施報告)

第6条 補助団体は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（要綱様式第8号）に別に定める書類を添付し、別に定める期日までに県民センター長に提出するものとする。

(補助金の請求)

第7条 県民センター長は、中播磨地域づくり活動応援事業実施報告書の提出の後、補助団体から提出される補助金請求書（要綱様式第10号）により、補助金を支払う。

2 県民センター長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより概算払をすることができる。

(補助金の返還)

第8条 県民センター長は、補助団体がこの補助金を事業以外の用途に使用した場合においては、補助金の返還を求めることができる。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【実施手順に定める別に定める事項】

関係条項	内 容
第2条 (補助金の交付対象)	1 事業の内容 次の基準のいずれにも該当し、下記(1)(2)に規定する地域の課題解決につながる取組や、地域の活性化のために行う事業 【基準】 ①他の地域団体のモデルとなること ②地域社会の共同利益の実現につながること ③他の団体・企業・学校等と協働(※)し取り組む事業であること ※事業の計画や運営を共に行うこと (1) 一般枠 ・地域の人が地域外の人と交流等を行う事業 ・中播磨の伝統文化や郷土史、食文化などの地域の魅力・文化を次世代に伝える事業 ・省エネ活動、緑化・自然保護活動など、地域住民・団体が環境配慮・環境保全に取り組む事業 ・子どもが健やかに成長できる社会の実現に向け、子育てに関する交流等を行う事業 等内容が優れたもの (2) 特別枠 ① 銀の馬車道魅力UP事業(銀馬車枠) 日本遺産に認定された「銀の馬車道」を題材に、来訪客のおもてなしに資する取り組みや、地域の活性化に繋がるイベント等で、内容が優れたもの ② SDGs推進事業 (SDGs枠) 地場産業の継承や交流人口の増加、地域の魅力向上など、地域で展開するSDGsの取組で内容が優れたもの ③ ウェルビーイング推進事業(ウェルビーイング枠) 誰一人取り残さない地域社会の実現に向け、障害者、高齢者、外国人等、多様な主体の地域参加を促進する取組で内容が優れたもの ※ 事業が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、対象事業から除く。 ① 同じ事業内容に対し、国・兵庫県（兵庫県の関係団体及び外郭団体を含む）から補助金を受ける事業 （国及び兵庫県（兵庫県の関係団体及び外郭団体を含む）以外の補助金を利用する場合は、事業区分を明確にすること。） ② 行政機関等からの受託事業 ③ 趣味、会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求、営利・政治・宗教活動を目的とする事業

	④ 公序良俗に反する活動など事業目的にそぐわない事業 ⑤ 対象期間外（補助金交付決定前）に完了する事業 ⑥ 団体や個人が使用する物品購入等を主目的とする事業 ⑦ 地域の祭りなど従来から行われている行事 ※過去に当事業で補助実績のある事業と同一とみなされる事業について、補助対象事業として認める期間は、補助初年度から起算して継続した３年度以内とする。 なお、当条件は令和５年度実績から適用する。 ２ 対象となる者 自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、青少年育成団体、まちづくり協議会、自主防災・防犯組織など中播磨地域で活動している地域団体（単位組織だけでなく小中学校区・市町域等の連合組織や、地域団体が参加する実行委員会、地域団体と連携して取り組むNPO法人・学生団体等も含む。） なお、ここに定める「地域団体」は、次に掲げる要件を満たすものとする。 ①中播磨地域の中の、一定の区域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること ②活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること ③活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入可能であること ④規約や代表者を定めていること ※なお、１つの団体が申請できるのは１事業までとする。 ３ 補助の内容、金額 （１） 補助金額 １件あたり50千円以上300千円以内（万円単位） （２） 補助対象事業の期間 令和７年４月１日以降に着手し、同年７月１日～令和８年３月10日の間に完了する事業 （３） 補助対象経費 要綱別記に定めるとおり
--	--

関係条項	内 容
第 3 条 (補助金の申込)	1 添付書類 ①事業計画書 ②収支予算書 ③申込団体・協働団体概要書 ④事前着手届（令和 7 年 4 月から 6 月の間に事業に着手する場合） 2 指定期日 令和 7 年 4 月 24 日
第 4 条 (補助金交付決定前の事業着手の届出)	1 補助金交付決定前の事業着手 事業の着手予定日は申込日以降の日付とし、補助金交付決定前に事業を着手する場合は、補助金交付決定前の事業着手届（様式第 2 号）に理由を明記すること。
第 5 条 (補助団体の決定及び補助金の交付決定)	1 補助金交付申請書の提出 補助金交付申請書（要綱様式第 1 号）を提出する場合は、内示通知書（様式第 3 号）に記載の指定期日までに提出しなければならない。 指定期日までに補助金交付申請書の提出がない場合は申請を辞退したものとする。 補助金額内示通知を受けて、事業内容を変更する場合は、申込時からの変更が軽微な場合のみとする。ここでいう変更が軽微な場合とは、変更内容が事業の目的・効果に影響を及ぼさない程度の変更である場合を指す。
第 6 条 (事業実施報告)	1 添付書類 ①事業内容が具体的にわかるチラシ、パンフレット、成果物等 ②事業に要した費用を確認できる書類（領収書の写し等） ③その他必要と認める書類 2 指定期日 事業完了後 30 日以内又は令和 8 年 3 月 15 日のいずれか早い日
第 7 条第 2 項 (補助金の請求)	1 概算払いの要件等 事業の一部が終了した場合、又は事業が実施されることが確実と認められる場合、交付決定額の 2 分の 1（万円単位）を上限として経費を支払うことができる。 2 添付書類 補助事業者は、要綱様式第 10 号及び様式第 6 号を提出する。